

令和4年2月18日
内閣官房

英国のTPP11加入作業部会について

令和4年2月18日（金）、TPP11高級実務者によるオンライン形式の協議を行い、英国のTPP11加入作業部会（議長：日本）第1回会合を終了する旨、締約国間で合意しました。同会合は、昨年9月28日に開始され、英国からTPP11協定の義務を遵守するための同国の取組等を聴取し、英国の義務の遵守等の状況についてTPP11参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルで議論・検討してきました。

これを受けて、我が国が加入作業部会議長として英国に対し、所定のTPP11加入手続（※）に従い、市場アクセスのオファー等を加入作業部会に提出するよう伝達しました。

その他の今後の段取りについては、参加国及び英国の間で調整中です。我が国はTPP11新規加入の最初の事例となる本加入手続において、加入作業部会議長として、ハイスタダードなルール及び市場アクセスの維持に向け、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

<※参考>

TPP11加入手続（2019年1月19日委員会決定2 附属書）：抜粋

3.3 加入作業部会の第1回会合において、加入希望エコノミーは、CPTPPの義務を遵守するためにそれまでになされた努力を証明し、また、自国の国内法令に対して行う必要がある追加的変更を特定する。

3.4 加入作業部会の第1回会合の日から30日以内に、加入希望エコノミーは、市場アクセスのオファー及び適合しない措置（NCMs）（物品、サービス、金融サービス、投資、ビジネス関係者の一時的な入国、政府調達及び国有企業に関するもの）を加入作業部会に提出する。